

平成26年 三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 請願説明

- 請願第 48 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについて
- 請願第 49 号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めることについて
- 請願第 50 号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて
- 請願第 51 号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めることについて

II 所管事項説明

ページ

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 「『平成26年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答（教育委員会関係）について…………… | 1 |
| 2 | 教育委員会制度の見直しについて…………… | 3 |
| 3 | 次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定について…………… | 6 |
| 4 | 学力向上等の施策について…………… | 14 |
| 5 | 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案について…………… | 22 |
| 6 | 県立学校及び各市町におけるいじめ防止基本方針の策定状況について…………… | 26 |
| 7 | 平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催決定について…………… | 28 |
| 8 | 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について…………… | 30 |
| 9 | 審議会等の審議状況について…………… | 38 |

平成26年10月7日

教育委員会

1 「『平成26年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答(教育委員会関係)について

教育警察常任委員会

施策番号	施策名	担当当局名	委員会意見	回答
221	学力の向上	教育委員会	<p>早期の離職者に対するフォローアップの充実や、就職率・離職率に弱みがある高等学校に対する就職支援相談員の配置等のピンポイント的な重点支援を検討されたい。また、離職者のフォローに際しては、時代に沿って変化する雇用環境の把握にも努められたい。</p>	<p>県教育委員会としましては、就職支援が必要な県立高等学校へ就職支援相談員を拠点的に配置し、進路相談や求人開拓、卒業生の職場定着指導等を行っており、平成26年度は県立高等学校26校を重点的に支援しています。</p> <p>また、離職者については、地域毎に開催するキャリア教育推進地域連携会議をはじめ様々な機会を活用して、事業所、学校、経済団体や行政機関が、雇用環境の変化、若年者の離職の状況やその課題等について情報共有を行い、地域の担い手育成を協働して進めてまいります。</p>
			<p>家庭の社会経済的背景と学力の強い相関性を認識した上で施策を展開すべきである。また、支援が必要な家庭は、生活保護家庭やひとり親家庭にとどまらない。県独自の調査も含め、教育的に不利な環境にある子どもの学力向上について、より一層取り組まされたい。</p>	<p>子どもたちの学力向上に向けては、全国学力・学習状況調査の分析はもとより、家庭の社会経済的背景等と学力の相関性に係る教育社会学的な研究が進展しつつある状況も踏まえながら取り組む必要があります。</p> <p>そのため、県教育委員会としましては、調査結果の分析を行うとともに、市町教育委員会の協力を得ながら、状況把握を進めることにより、学力向上の施策につなげることを検討してまいります。</p> <p>また、子どもたちの学力の向上を図るため、地域の退職教職員や社会人、保護者、大学生などを学校サポーターとして活用して、補充学習や発展的な学習など、学力向上の支援を行ってまいります。</p> <p>さらに、地域において、子どもたちが安心して学び生活することができるよう、子ども支援ネットワークを構築し、子どもたちの自尊感情や学習意欲が向上するよう取り組んでまいります。</p>
			<p>授業だけでは理解が難しい子どもに対しては、家庭訪問や放課後の補習、朝勉強や夏休みの補講など学習のつまづきを解消させていく役割を担っていかねばならない。熱意ある教師が主体的に取り組めば、学力の向上に必ず繋がる。県教育委員会においては、熱意ある教師が活動しやすい場づくり、子どもが質問しやすい学校の雰囲気づくり等に取り組まされたい。</p>	<p>子どもたちに「学ぶ喜び」、「わかる喜び」を実感させていくことが、学習意欲の向上につながることから、教員の指導力を高め、わかりやすい授業づくりを進めるとともに、子どもたちの成長を「認める」「ともに喜ぶ」「励ます」指導を進めていく必要があると考えています。</p> <p>そのため、県教育委員会としましては、土曜日等を活用し、地域の教育力を活かした補充学習等を支援することで、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、子どもたちがきめ細かな指導を受けられるようにするなど、より豊かな教育環境の提供を小中学校へ働きかけてまいります。</p>

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
221	学力の向上	教育委員会	<p>少人数学級・少人数教育については、施策221学力の向上の範疇に入ることもあり、成果レポートでは学力向上の一方策のように記載されている。しかし、少人数学級・少人数教育には様々な課題を持つ子どもたちへのきめ細かな支援ができるという多面的なメリットがあるので、成果レポートにはその観点からの記述も加えられたい。</p> <p>スマートフォン・携帯電話の扱いについては、高校の教育現場で統一されていない現状があるが、リスク管理の観点からも、一定の方向性・外形的なルール作成を検討されたい。</p>	<p>少人数での授業を実施した学校からは、児童生徒が意欲的に学習する姿が見られたなどの効果が報告されており、また、保護者からは少人数学級の継続や拡充への期待が寄せられていることから、こうした記述を加筆いたしました。</p> <p>スマートフォンや携帯電話等の扱いについては、各学校でルールを定め、入学式や三者懇談会等の機会を捉えて、生徒や保護者等に説明し、理解を得ているところです。県教育委員会としましては、ネット関係の問題行動については、複数の学校が関係する事案も発生していることから、各学校のルールづくりについては、生徒自らが考える機会の設定や、PTA等の関係機関と意見交換をしながら、今後の対応について検討を行ってまいります。なお、今年度から、児童生徒へ情報モラル教育を実施するとともに、情報モラル・リスクに対する能力を把握する「ネット検定」を実施して、児童生徒のインターネット利用等に対する知識・態度を育成してまいります。</p>

2 教育委員会制度の見直しについて

1 これまでの経緯

児童生徒等の生命身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事案が生じる中で、地方教育行政における教育委員長と教育長との責任の所在が不明確であること、迅速な危機管理対応ができていないこと、民意を反映した地方公共団体の長と教育委員会の連携が十分でないこと等が指摘され、地方教育行政に係る制度の抜本的な改革が不可欠な状況となっています。

国では、こうした状況に対応するため、内閣総理大臣が開催する「教育再生実行会議」の報告や文部科学大臣の諮問機関である「中央教育審議会」の答申において、教育委員会制度の在り方等が出されました。

これらの答申等を踏まえ、平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）」が改正（平成27年4月1日施行）されたところです。

2 改正の趣旨

教育の中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政の改革を行うことを趣旨としています。

なお、政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとなっています。

3 制度の見直しの主な概要

(1) 教育行政の責任の明確化

- ・ 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。
- ・ 教育長は、地方公共団体の長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（従前は、教育委員会が委員の中から任命する。）
- ・ 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。
- ・ 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。
- ・ 現在の教育長は、教育委員としての任期満了まで従前の例により在職するものとする。

(2) 大綱の策定

- ・ 地方公共団体の長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。

(3) 総合教育会議の設置

- ・ 地方公共団体の長は、総合教育会議を設ける。会議は、地方公共団体の長が招集し、地方公共団体の長、教育委員会により構成される。
- ・ 総合教育会議では以下の事項について協議・調整を行う。
 - (ア) 教育行政の大綱の策定
 - (イ) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - (ウ) 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

4 地教行法の改正に伴う関係条例の整備

地教行法の改正に伴い、関係条例の改正を行う必要があります。
今後、次の条例案を提出する予定です。

【提出予定の条例案】

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（仮称）（特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 ほか）

【主な改正内容（見込み）】

- 教育委員長と教育長を統合し、教育長とすることに伴い、関係条例から「教育委員長」を削除する。（特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例）
- 教育長の職が、一般職から特別職に変更になることに伴い、規定を整備する。（三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例）
- 指定管理者制度導入にあたり、指定管理を受ける法人等の役員等になれない者に委員だけでなく、教育長を新たに加える。（三重県立熊野古道センター条例 他）
- その他規定の整備（条ズレ等）（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例 ほか）

5 今後のスケジュール（予定）等

平成26年10月	教育警察常任委員会 ・ 地教行法改正等の概要説明
11月	整備条例案提出
12月～3月	関係規則、訓令、告示の改正
平成27年4月～	法律の施行、大綱の策定、総合教育会議の設置等 なお、整備条例の施行については、新「教育長」への移行後に施行

引き続き、「総合教育会議」の設置や「大綱」の策定、地教行法の改正に伴う関係条例等の改正に向けて、関係部局と連携し、取り組んでまいります。

教育委員会制度、こう変わる



これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

教育委員会の改革

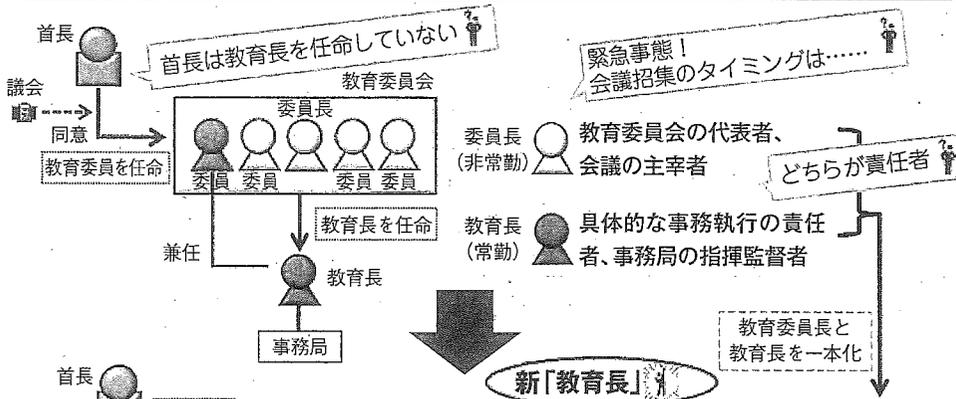
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆総合教育会議で、首長と協議・調整は行いが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



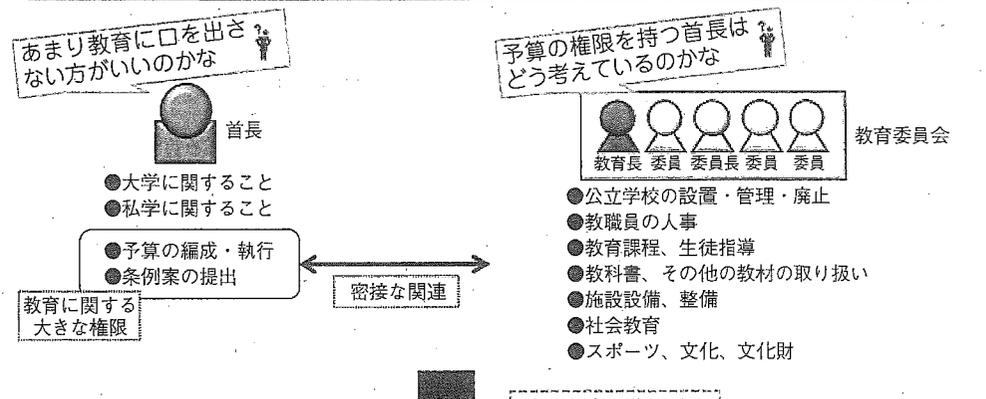
新「教育長」

- ★教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局長の指揮監督者）
- ★任期3年

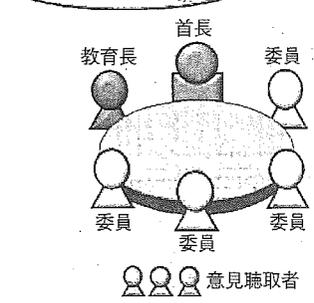
- ※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待
- ✓首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化
- ✓第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



総合教育会議



- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ①教育行政の大綱の策定
 - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

- ✓教育委員会の審議の活性化

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

- ✓地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

3 次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定について

1 概要

現行の三重県教育ビジョンの計画期間が平成27年度で終了することから、平成27年度末までに次期三重県教育ビジョン（仮称）（以下「次期ビジョン」という。）を策定します。

2 次期ビジョンの基本的事項

（1）次期ビジョンの基本的な考え方

ア 計画の位置づけ

次期ビジョンは、三重県における教育の総合的かつ計画的な推進を図る中長期的な計画であり、教育基本法第17条第2項に定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

また、次期ビジョンの基本理念、基本施策等については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が定める「教育の振興に関する施策の大綱」に位置づける方向で検討します。

イ 計画の範囲

次期ビジョンに位置づける内容は、学校教育を中心とした施策（公立学校教育、社会教育、文化財保護、学校スポーツ等）とします。

ウ 計画期間

10年先を見据えた4年間（平成28年度～平成31年度）の計画とします。

（2）策定体制

計画の策定にあたっては、三重県教育改革推進会議（委員については【別紙1】のとおり）において審議を行います。

（3）策定スケジュール

（平成26年度）

三重県教育改革推進会議での審議を通じて、次期ビジョンの骨格案を取りまとめます。

（平成27年度）

中間案を取りまとめ、秋頃にパブリックコメントを実施します。平成28年2月定例会会議に計画案を議案として提出します。

(4) 県民からの意見聴取

県民から「三重の教育」に関する意見を聴取するため、県民懇談会、パブリックコメントを実施し、ビジョン策定の参考とします。

「三重の教育を考える県民懇談会」の開催について

①開催日時・場所

平成 26 年 11 月 15 日（土）14:00～16:00 県松阪庁舎
平成 26 年 11 月 23 日（日）14:00～16:00 県尾鷲庁舎
平成 26 年 12 月 14 日（日）14:00～16:00 県四日市庁舎

②参加者

県民の方々（各会場 20 名程度を公募）
教育改革推進会議委員、教育委員
教育委員会事務局職員

3 次期ビジョンの内容

(1) 構成案

次期ビジョンの構成案は以下のとおりです。

第 1 章 基本的事項

※計画の位置づけ、計画期間などを記述

第 2 章 総論

1 教育を取り巻く社会の変化

※人口減少社会の進展など、教育を取り巻く状況を整理

2 基本理念（三重の教育宣言（仮称））

3 重点取組方針（仮称）

※計画期間中に特に注力する取組

（想定される項目）①学力の向上、②学校スポーツの充実、③グローバル人材の育成、④特別支援教育の推進、⑤誰もが安心できる学び場づくり

4 基本施策

① 確かな学力と社会への参画力の育成

② 豊かな心の育成

③ 健やかな体の育成

④ 安全で安心な教育環境づくり

⑤ 信頼される学校づくり

⑥ 多様な主体による教育の推進と文化財の保護

第 3 章 各論

※具体的な施策

第 4 章 ビジョンの実現に向けて

※計画の PDCA サイクルについて記述

(2) 基本理念案

次期ビジョンでは、教育に県民総参加で取り組むとのメッセージを打ち出すため、「三重の教育宣言（仮称）」を基本理念として位置づけます。

三重の教育宣言（仮称）

～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～

私たち※は、全ての子どもたちの輝く未来づくりに向けて、子どもたちに「自立する力」、「共に生きる力」、「創造する力」を育み、その大いなる可能性を引き出します。

そのため、子どもたちを信じ、県民総参加で三重の教育に取り組むことを宣言します。

- 1 子どもたち一人ひとりの個性を伸ばし、確かな学力と健やかな体を育てます
- 2 子どもたちに三重を愛する心や、自らを律し、人を思いやる心など豊かな心を育てます
- 3 子どもたちがグローバルな視野を持って夢に挑戦する力を育てます
- 4 子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる教育環境を創ります
- 5 家庭や地域と共に開かれた学校づくりを進めます
- 6 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境を創ります

※「私たち」とは、学校、家庭、地域を含んだ県民全体を示しています。

「三重の教育宣言」では、「私たち」を主語とすることで、県民一人ひとりが、それぞれの役割や立場に応じて、三重の教育に関わっていくとの決意を表しています。

「自立する力」「共に生きる力」「創造する力」とは

子どもたちに育みたい「自立する力」「共に生きる力」「創造する力」は、それぞれ具体的には以下の資質・能力を備えた力であると考えています。

① 自立する力

→「学ぶ力」、「自主性・自律性」、「自信・自尊心・自己肯定感」、「健康・体力」、「勤労観・職業観」、「困難に立ち向かう力」など

② 共に生きる力

→「自他の命を尊重する心」、「人権を尊重する意欲・態度」、「社会性・コミュニケーション力」、「規範意識」、「感謝と思いやりの心」、「三重を愛する心」、「シチズンシップ」など

③ 創造する力

→「意欲・夢を描く力」、「チャレンジ精神」、「課題を解決する力」、「リーダーシップ」、「グローバルな視点で考える力」など

(3) 重点取組方針（仮称）案

次期ビジョンでは、①三重県らしさを出す、②県民からみて分かりやすくする、との目的で、重点取組方針（仮称）を新たに設けます。重点取組方針（仮称）項目の候補として、現時点で以下のものを想定しています。

【想定される項目】（項目名は仮称）

① 学力の向上

（選定理由）

全国学力・学習状況調査の結果が全国平均と比較して低位にあるため。

（取組の柱）

- ・授業改善の推進
- ・県民運動の展開
- ・読書活動の推進

<関連する施策>

「学力の育成」「文化芸術活動・読書活動の推進」「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」「家庭の教育力の向上」「地域の教育力の向上と社会教育の推進」

② 学校スポーツの充実

（選定理由）

次期教育ビジョンの計画期間中に、平成30年度全国高等学校総合育大会が本県を中心とする東海ブロックで開催されるため。

（取組の柱）

- ・円滑な大会運営に向けた準備
- ・大会を支える人材の育成
- ・効果的な広報活動の推進
- ・三重の魅力発信
- ・運動部指導者の指導力向上

- ・高校運動部活動の環境整備

<関連する施策>

「体力の向上と学校スポーツの推進」「学校施設の充実」

③ グローカル人材の育成

(選定理由)

初等中等教育段階から英語教育の強化が進められることや、本県の魅力を国内外に発信する人材が求められているため。

(取組の柱)

- ・英語教育の推進
- ・郷土教育の推進
- ・道徳教育の推進

<関連する施策>

「学力の育成」「グローバル人材の育成」「情報教育の推進とICTの活用」「郷土教育の推進」「道徳教育の推進」

④ 特別支援教育の推進

(選定理由)

「障害者基本法」「学校教育法施行令」の改正等の国内法の整備及び平成26年に「障害者の権利に関する条約」が批准されたことによる、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進が必要のため。

(取組の柱)

- ・早期からの支援体制の構築
- ・キャリア教育の推進
- ・教員の専門性の向上
- ・特別支援学校の整備

<関連する施策>

「特別支援教育の推進」「キャリア教育の充実」「教職員の資質の向上とコンプライアンスの推進」「学校施設の充実」

⑤ 誰もが安心できる学び場づくり

(選定理由)

自然災害や、いじめ、学校における子どもの貧困などが課題となっており、子どもたちの安全安心を確保する必要があるため。

(取組の柱)

- ・防災教育・防災対策
- ・いじめ対策
- ・修学支援
- ・スクールソーシャルワーカーなど相談機能の充実

<関連する施策>

基本施策4（安全で安心な教育環境づくり）

(4) 施策体系案

次期ビジョンにおける施策体系は、現行の三重県教育ビジョンの施策体系を基に、①教育環境の変化等への対応、②簡素化・分かりやすさ、の観点から、施策の新設や統合など見直しを行います。【別紙2】

4 三重県教育改革推進会議の意見

これまで、教育改革推進会議を3回開催（5/26、8/5、10/2）し、次期ビジョンに関する審議を行いました。委員の主な意見は以下のとおりです。

(1) ビジョン策定の進め方に関する意見

- ・次期ビジョンでは、三重県の強み・弱みを分析したうえで、三重県の独自性、先進的な取組を示す必要がある。
- ・ビジョンとしての明確な目標を定めるべきである。

(2) 次期ビジョンの取組内容等に関する意見

- ・学力向上については、家庭の教育力向上の視点が重要である。また、経済界とも連携した県民総参加の取組を一層進めるべきである。
- ・グローバル教育については、幼児期から英語に触れる機会を増やすとともに、コミュニケーション力を高めることが大切である。あわせて母国語の向上も重要である。
- ・特別支援教育に関しては、インクルーシブ教育の視点を盛り込むべきである。
- ・スポーツや学力向上の面で、大学や企業など外部人材の活用をもっと進めてはどうか。
- ・経済格差が広がっているが、家庭の経済状況にかかわらず教育機会を保障していくことが重要である。
- ・いじめ問題への対応とともに、不登校児童生徒への支援にしっかりと取り組むことが重要である。
- ・スマートフォンの普及により、子どもたちの生活スタイルが変わってきている。ネット社会におけるコミュニケーションの在り方について考えていくべきである。
- ・少子化が進む中で、今と同じ形での義務教育が維持できるのかという観点での検討が必要である。少子高齢社会におけるモデル的な教育の取組ができないか。

5 今後の方針

三重県教育改革推進会議での審議を通じて、次期ビジョンの具体的な施策内容を検討するとともに、適宜、県議会に報告します。

平成26年度 三重県教育改革推進会議 委員名簿

(五十音順)

ふりがな 委員名	所 属・職 名
1 いづみ みつ子 泉 みつ子	保育サポートセンターあらいぶ代表
2 うめむら みつひさ 梅村 光久	学校法人梅村学園松阪法人本部長
3 おおた こうじ 太田 浩司	ネオジオインフラテック株式会社経営推進本部副本部長
4 おざわ しずか 小澤 静香	伊賀白鳳高等学校教諭
5 おの ほうこう 小野 芳孝	三重県高等学校長協会役員（津高等学校長）
6 かめい しかつ 亀井 利克	名張市長
7 くりはら てるお 栗原 輝雄	皇學館大学教育学部教授
8 さとう みほこ 佐藤 美保子	特定非営利活動法人愛マムズ I T 倶楽部代表理事
9 たなか いこ 田中 育子	三重県国公立幼稚園長会副会長（鈴鹿市立白子幼稚園長）
10 にしだ ひさみ 西田 寿美	三重県立小児心療センターあすなる学園長
11 ぬまぐち よしあき 沼口 義昭	三重県 P T A 連合会副会長
12 ひがし ひろむ 東 博武	松阪市教育委員会教育長
13 みずたに たかこ 水谷 貴子	三重県高等学校 P T A 連合会副会長
14 みみづか ひろあき 耳塚 寛明	お茶の水女子大学副学長
15 むかい ひろみつ 向井 弘光	I C D A ホールディングス株式会社 CEO
16 もりき るみ子 森喜 るみ子	合名会社森喜酒造場専務
17 やまかど しん 山門 真	紀宝町立矢渕中学校教諭
18 やまかわ のりこ 山川 紀子	三重県小児保健協会理事(医師)
19 やまだ やすひこ 山田 康彦	三重大学教育学部教授
20 わたなべ かつひこ 渡辺 克彦	三重県小中学校長会副会長（鈴鹿市立稲生小学校長）

○任命年月日 平成25年7月26日

(田中委員、山門委員、渡辺委員の任命年月日は平成26年5月12日)

○任期 平成27年7月25日まで

4 学力向上等の施策について

1 平成26年度全国学力・学習状況調査の結果について

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果については、全ての教科で全国の平均正答率を3年連続下回るなど厳しい結果でした。特に、小・中学校ともに国語に、また、小学校では算数にも課題が見られます。

子どもたちの確かな学力の育成は、公教育としての学校が果たすべき根幹的な役割です。この厳しい結果に対して、県教育委員会のもとより、市町教育委員会や、全ての学校の校長と教職員一人ひとりが真摯に向き合い、危機感を持って本県の日頃の教育活動を振り返る必要があると考えています。そのうえで、これまでの教員一人ひとりが取り組んできた実践を線から面へと展開し、学校関係者が一丸となって、組織的な学力向上の取組へと高めていかなければなりません。県教育委員会としては、現場の声も踏まえ、より効果的な事業展開ができるよう、教育施策の充実に向けて取り組んでまいります。

調査結果の概要及び今後の対応は、以下のとおりです。

(1) 調査結果の概要

本調査は、本年4月22日に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されたものであり、対象の児童生徒が在籍する県内全ての公立小学校（377校）及び公立中学校（159校）、県立特別支援学校小学部（4校）及び中学部（3校）が参加しました。

本県の公立学校分の調査結果(平均正答率)は、次のとおりです。

①教科に関する調査について【別紙】

<小学校>

ア 国語

- ・「知識」に関する問題 69.6% (全国72.9%)
- ・「活用」に関する問題 52.5% (全国55.5%)

イ 算数

- ・「知識」に関する問題 76.2% (全国78.1%)
- ・「活用」に関する問題 56.0% (全国58.2%)

<中学校>

ア 国語

- ・「知識」に関する問題 78.0% (全国79.4%)

- ・「活用」に関する問題 49.0% (全国51.0%)

イ 数学

- ・「知識」に関する問題 67.1% (全国67.4%)
- ・「活用」に関する問題 58.3% (全国59.8%)

※「活用」に関する問題は、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力などを問う問題です。

小・中学校ともに国語に大きな課題があるとともに、小学校では算数にも課題がありました。

特に、国語においては、

- ・既習の漢字や故事成語の意味や使い方を正しく理解し、実生活の中で適切に用いること
- ・目的に応じて、事実と感想、意見などの関係を整理して書いたり読んだりすること

などに課題がありました。算数・数学においては、

- ・数学B（主として「活用」に関する問題）では、数学A（主として「知識」に関する問題）と比べると無解答率が高く、全国と比較してもその差が数学Aより開いている状況にあること
- ・関係を見だし説明したり、根拠を明らかにして筋道を立てて説明したり、表現すること

などに課題がありました。このようなことから、学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成についての課題が、主として「活用」に関する問題（B問題）の無解答率の高さにもつながっていると推察されます。

②児童生徒に対する調査について

小中学校ともに学校の授業の復習をしている割合など、家庭での学習習慣に課題があり、中学校においてはテレビの視聴時間やスマホの使用時間が長い等、基本的な生活習慣に課題があります。

また、小中学校ともに、全国と比較し、自分の住んでいる地域の行事へ参加する割合は高くなっています。

③学校に対する調査について

小中学校ともに授業の進め方（「めあての提示」と「振り返る活動の計画的な設定」等）、校長の授業の見回り、少人数指導の実施、言語活動の充実に向けた

取組等、組織的・継続的に取り組む授業改善や学校体制の確立に課題があります。小学校においては、全国学力・学習状況調査等の学校全体での活用にも課題があります。

また、小中学校ともに、全国と比較し、「朝の読書」などの一斉読書の時間を設けている割合が高く、授業研究を伴う校内研修の実施回数は、多くなっています。小学校においては、地域の人材を外部講師として招聘した授業を行っている割合も高くなっています。

(2) 課題と今後の主なスケジュール及び改善方策

①課題

ア 意識改革

教員等の学力向上に対する危機意識が低い傾向にあります。

児童生徒質問紙・学校質問紙では、昨年度から取り組んでいる「授業における目標の提示」「授業における学習内容を振り返る活動」が全国平均を下回っている状況で、小学校の児童質問紙・学校質問紙では、ともに低下傾向にあります。

イ 指導力の向上

これまでの授業改善の取組等が不十分又は成果に結びついていないと考えざるを得ません。

校内研修の実施率が高いにもかかわらず、学習指導要領の趣旨等の浸透が浅く、全国学力・学習状況調査結果に表れていません。

「国語の授業で目的に応じて資料を読み、自分の考えを話したり、書いたりしていますか」で「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合は、全国と比較すると、小学校で約5ポイント、中学校で約3ポイント下回っている状況にあります。

ウ 体制づくり

(ア) 調査結果から、支援が必要な市町が固定化するなど、県内の状況に地域差が見られます。

(イ) 学校・家庭・地域が一体となった学習環境づくりが不十分と考えられます。

②今後の主なスケジュール及び改善方策

9月 ・学力向上推進会議での市町教育委員会への改善方策の周知・徹底
と専門的な教育機関から講師を招聘した研修会の開催〔第1回：
9月16日（国立教育政策研究所 杉本直美学力調査官招聘）〕

- 10月
 - ・学力向上緊急対策チームの立ち上げ及び第1回対策会議の開催
 - ・専門的な人材が不足している地域への重点的な支援（県の指導主事を常駐）の開始
 - ・地域別市町教育長会議（10～11月）での改善方策の周知・徹底
- 11月
 - ・専門的な教育機関から講師を招聘した研修会の開催〔第2回：11月25日予定（文部科学省 水戸部修治教科調査官招聘）〕
 - ・読書習慣・生活習慣の確立に向けた県PTA連合会と連携した「チェックシート」の取組実施
- 12月
 - ・みえの学力向上県民運動フォローアップイベント（12月19日予定）の開催

平成27年

- 1月
 - ・専門的な教育機関から講師を招聘した授業研究会の開催〔第3回：期日未定（文部科学省 水戸部修治教科調査官招聘）〕
- 3月
 - ・第2回学力向上推進会議の開催
- 4月
 - ・平成27年度全国学力・学習状況調査の実施
 - 実施日程：平成27年4月21日（火）
 - 調査対象：小学校第6学年、中学校第3学年の原則として全児童生徒（悉皆）
 - 調査内容：教科（国語、算数・数学、理科）
 - 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙

2 学力向上緊急対策チームの設置について

（1）設置の趣旨・役割

- ① これまでの学力向上施策を様々な視点から検証するとともに、取組の改善や新たな強化策を検討し実行に移します。
- ② 「みえの学力向上県民運動」において、特に学校の取組の改善が遅れていることを踏まえ、学校教育を中心に重点的に取り組みます。
- ③ 地域支援の体制を整備するとともに、学校訪問等の重点取組の進捗管理の徹底、県内外の効果的な取組等の定期的な情報発信を行います。

（2）対策チームの構成

副教育長をチームリーダーに、教育委員会事務局の担当次長や関係課長等で構

成します。

- ・ チームリーダー 副教育長
- ・ サブリーダー 学習支援担当次長、研修担当次長
- ・ 関係課長等 教育総務課長、教職員課長、市町教育支援・人事監
小中学校教育課長、学力向上推進監、生徒指導課長
子ども安全対策監、人権教育課長、人権教育監
保健体育課長、社会教育・文化財保護課長
研修企画・支援課長、研修推進課長

※その他、教育関係者の参加を依頼することもあります。

(3) 体制整備と重点取組例

①体制整備

- ア 尾鷲庁舎に10月1日から教育委員会事務局の職員3名（課長補佐級1名、指導主事2名）を常駐させます。
- イ 教育委員会の指導主事等の地域別担当による小中学校訪問を行います。

②重点取組例

- ア 県内全ての小学校への学校訪問（年度末までに250校／378校中の小学校を訪問）
- イ 全国学力・学習状況調査結果の公表に向け、モデル様式の提示や市町の分析等への支援
- ウ 全ての小中学校での全国学力・学習状況調査を活用した学力向上に特化した校内研修の実施
- エ 全ての小中学校での全国学力・学習状況調査問題、みえスタディ・チェック、ワークシートの活用
- オ 全小学校の学力向上推進担当者等を対象とした国の調査官を招いての研修会、授業研究の開催
- カ 県内外の優良事例を収集し、「学力向上通信（仮称）」による定期的な情報発信
- キ 読書習慣・生活習慣の確立に向けた県PTA連合会と連携した「チェックシート」集中取組期間の設定

(4) 当面のスケジュール

当面、来年の4月まで毎月1回対策会議を開催し、改善策や新たな強化策を検

討し実行に移すとともに、重点取組の進捗管理を徹底します。また、県内外の学力向上に効果的な取組等の収集と発信を毎月行います。

3 平成26年度全国学力・学習状況調査結果の公表について

【別冊1】【別冊2】

(1) 県全体の結果の公表

- ・概要版・・・10月7日（火）

※教科の状況、子どもたちの学習や生活の状況のうち特徴的なもの

- ・詳細版・・・10月末頃

※教科の結果と学習・生活の状況とのクロス集計やそれらを踏まえた今後の取組など

(2) 各市町の結果の公表

現在、市町教育委員会に対し、県のモデル様式に掲載する学習習慣や生活習慣を中心とした質問紙項目について、市町の結果を掲載すること等に対する同意確認を行うとともに、積極的な公表を促しています。

(3) 各学校の結果の公表

学校別の公表については、「みえの学力向上県民運動」の趣旨を踏まえ、各小中学校が自校の結果や分析結果、改善方策等を保護者等に適切な方法で必ず説明することとしています。

4 みえスタディ・チェックの実施状況について

(1) 7月の試行段階における実施状況

小学校：62.7%（237校／378校中）

中学校：56.0%（89校／159校中）

(2) 今後の取組

「みえスタディ・チェック」を7月に試行実施した市町教育委員会及び学校の取組結果の分析を踏まえ、今後、2回実施（3回目においては国語、算数・数学に理科を追加）し、児童生徒が意欲的に学習に取り組み、教員が授業改善や個に応じたきめ細かな指導につなげていけるようにしていきます。

また、本年度の検証をもとに実施時期等も含め、市町教育委員会や学校の意見

を踏まえた改善を行うとともに、その活用が一層浸透するよう取り組みます。

5 土曜日の授業の実施について

平成26年度から実施又は実施を予定している市町が22市町あり、この内17市町では1学期から土曜日の授業が始まっています。また、平成27年度から実施予定の市町が3市町、検討中の市町が4市町となっています。

今年度中に土曜日の授業が実施されない市町においても、学校以外の者が主体となり、希望者を対象に、土曜日等に学習やスポーツ、体験学習の機会を提供している地域を含めると、県内全ての市町において、土曜日等の教育支援が行われています。

全国学力・学習状況調査(平成19～26年度 7回の比較)

		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度(抽出調査)		平成24年度(抽出調査)		平成25年度		平成26年度	
		平均正答率		平均正答率		平均正答率		平均正答率の95%信頼区間 (平均正答率の推計値±誤差の幅)		平均正答率の95%信頼区間 (平均正答率の推計値±誤差の幅)		平均正答率		平均正答率	
		全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県	全国	三重県
小学校	国語A	81.7 <-1.1>	80.6	65.4 <-2.5>	62.9	69.9 <-2.1>	67.8	83.2~83.5 (83.3±0.2)	80.9~82.5 (81.7±0.8)	81.4~81.7 (81.6±0.2)	79.0~80.2 (79.6±0.6)	62.7 <-2.4>	60.3	72.9 <-3.3>	69.6
	国語B	62.0 <-2.0>	60.0	50.5 <-3.4>	47.1	50.5 <-3.6>	46.9	77.7~78.0 (77.8±0.2)	74.2~76.2 (75.2±1.0)	55.4~55.8 (55.6±0.2)	51.8~53.5 (52.7±0.9)	49.4 <-2.7>	46.7	55.5 <-3.0>	52.5
	算数A	82.1 <-1.0>	81.1	72.2 <-1.3>	70.9	78.7 <-2.7>	76.0	74.0~74.4 (74.2±0.2)	71.5~73.4 (72.4±1.0)	73.1~73.5 (73.3±0.2)	71.4~73.0 (72.2±0.8)	77.2 <-1.4>	75.8	78.1 <-1.9>	76.2
	算数B	63.6 <-2.2>	61.4	51.6 <-1.9>	49.7	54.8 <-2.3>	52.5	49.1~49.5 (49.3±0.2)	46.5~48.2 (47.3±0.9)	58.7~59.1 (58.9±0.2)	56.0~57.6 (56.8±0.8)	58.4 <-3.1>	55.3	58.2 <-2.2>	56.0
	理科	/		/		/		/		60.8~61.1 (60.9±0.2)	57.2~58.8 (58.0±0.8)	/		/	
中学校	国語A	81.6 <0.0>	81.6	73.6 <-1.0>	72.6	77.0 <-1.1>	75.9	75.0~75.2 (75.1±0.1)	73.5~74.7 (74.1±0.6)	75.0~75.2 (75.1±0.1)	73.3~74.7 (74.0±0.7)	76.4 <-1.4>	75.0	79.4 <-1.4>	78.0
	国語B	72.0 <-1.0>	71.0	60.9 <-1.4>	59.5	74.5 <-1.2>	73.3	65.1~65.5 (65.3±0.2)	63.3~65.0 (64.1±0.9)	63.2~63.4 (63.3±0.1)	60.4~61.8 (61.1±0.7)	67.4 <-1.6>	65.8	51.0 <-2.0>	49.0
	数学A	71.9 <+1.2>	73.1	63.1 <+0.7>	63.8	62.7 <0.0>	62.7	64.4~64.8 (64.6±0.2)	64.3~66.4 (65.4±1.1)	62.0~62.3 (62.1±0.2)	60.7~62.6 (61.6±1.0)	63.7 <-0.5>	63.2	67.4 <-0.3>	67.1
	数学B	60.6 <0.0>	60.6	49.2 <+0.1>	49.3	56.9 <-0.4>	56.5	43.1~43.5 (43.3±0.2)	41.7~43.8 (42.8±1.1)	49.2~49.5 (49.3±0.2)	46.9~49.1 (48.0±1.1)	41.5 <-2.2>	39.3	59.8 <-1.5>	58.3
	理科	/		/		/		/		50.9~51.1 (51.0±0.1)	49.7~51.4 (50.6±0.9)	/		/	

※平成22年度及び平成24年度の抽出調査における全国及び本県(公立)の結果については、誤差を含めた数値の幅「平均正答率の95%信頼区間」(95%の確率で、全員を対象とした調査(悉皆調査)の場合の平均正答率が含まれる範囲)で示しています。また、下段の()内については、この区間を「平均正答率の推計値±誤差の幅」により表したものです。

※< >内の数値は、(三重県の平均正答率) - (全国の平均正答率)の値です。

※平成23年度の調査は東日本大震災のため、実施されませんでした。

5 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案について

今年度末の策定を目途に審議を進めている「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」について、中間案を取りまとめました。

同計画策定の経緯及び中間案の概要については、以下のとおりです。

1 計画策定の経緯について

- (1) 「障害者基本法」の改正、「障害者の権利に関する条約」の批准等、障がい者や特別支援教育を取り巻く環境が変化し、「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」が平成26年度に終了することから、特別支援教育にかかる新たな計画の策定を進めています。
- (2) 平成25年度から三重県教育改革推進会議において、計画の策定に向けて審議を進め、平成26年2月に「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」骨子（案）を取りまとめ、3月の教育警察常任委員会にて報告しました。
- (3) 平成26年度も引き続き審議を進め、8月に名称を「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」として中間案を取りまとめました。
- (4) 9月の教育委員会定例会で、同計画の中間案について報告しました。

2 中間案の概要について 【別冊3】

- (1) 計画の期間
平成27年度から平成31年度までの5年間
- (2) 計画の特徴
 - ・ インクルーシブ教育システムの構築を基本理念とし、今後の三重県の特別支援教育の基本的な在り方や方向性を示しました。
 - ・ 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、「連続性のある多様な学びの場」における教育と、そこで求められる教員の専門性の向上についての考え方をまとめました。
 - ・ 「県立特別支援学校整備第二次実施計画（改定）」に示した内容に加え、今後の特別支援学校の整備の考え方についてまとめました。

(3) 同計画中間案の構成

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の策定 |
| 2 | インクルーシブ教育システムの推進 |
| 3 | 特別支援学校における教育の推進 |
| 4 | 小中学校における特別支援教育の推進 |
| 5 | 高等学校における特別支援教育の推進 |
| 6 | 教員の専門性の向上 |
| 7 | 特別支援学校の整備 |

3 今後のスケジュールについて

- (1) パブリックコメントの実施（10月8日から1か月間）
- (2) 三重県教育改革推進会議における同計画の取りまとめ
（平成27年2月）
- (3) 教育警察常任委員会において報告（平成27年3月）
- (4) 教育委員会定例会において同計画の策定（平成27年3月）

三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）中間案 【概要版】

平成26年9月 三重県教育委員会

1 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の策定

計画策定の経緯

「三重県における特別支援教育の推進について」平成18年10月策定

「県立特別支援学校整備第二次実施計画」平成23年度～26年度（25年改定）

計画に基づく
特別支援教育の推進

特別支援教育を取り巻く環境の変化

- 法令の改正等により、障がい者や特別支援教育を取り巻く環境が変化しているため、インクルーシブ教育システムに基づく新たな計画の策定が必要
 - ・「障害者基本法」の改正（平成23年8月）
 - ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）
 - ・「障害者の権利に関する条約」の批准（平成26年1月） 等

インクルーシブ教育システムの構築に向けての考え方

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに対しては最も的確に答える学びの場において教育を実施
- 障がいのある子どもの教育は、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場による指導・支援を推進
- 障がいのある子どもが、ない子どもと同じ場で学ぶ場合には、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごすつつ、生きる力を身につけていけるかどうか最も本質的な視点

特別支援教育全般の現状と課題

- 支援の必要な幼児児童生徒数の増加や、障がいが多様化していること等により、指導・支援の充実が求められるため、教員の専門性の向上が必要
- 早期からの一貫した支援を行うため、支援情報が円滑に引き継がれる体制の整備が必要
- 通常の学級や高等学校における個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用が必要
- 特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に伴う、施設の狭隘化等が課題

「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」の策定

計画の期間：平成27年度～31年度

2 インクルーシブ教育システムの推進

(1) 早期からの一貫した支援の推進

(2) 就学前の取組

(3) 就学相談・就学先決定のあり方

(4) 連続性のある多様な学びの場の整備と合理的配慮

(5) 発達障がい等のある児童生徒への対応

- パーソナルカルテ等を活用した情報の引き継ぎによる一貫した支援の推進
- まわりの保護者や地域の人たちに対する障がいや支援についての理解啓発の促進
- 子どもの年齢や能力、特性を踏まえた十分な教育が受けられる就学先の決定

三重県教育改革推進会議において審議（平成25年度～平成26年度）

3 特別支援学校における教育の推進

(1) 個々のニーズに応じた教育の充実

(2) キャリア教育の推進

(3) 今後のセンター的機能のあり方

(4) 交流および共同学習の充実

(5) 医療的ケアの取組

(6) 盲学校および聾学校のあり方

- 幼稚部、小学部から高等部までの計画的・組織的な指導、キャリア教育の充実等の視点からの教育課程の見直し
- 進路希望の実現に向けた職業教育の充実（職業適性アセスメントの活用、提案型の職場開拓、早期からの職場実習の実施）
- 小中学校、高等学校の教育力の向上を支援するセンター的機能の充実と「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」併設特別支援学校のセンター的機能の検討

4 小中学校における特別支援教育の推進

(1) 通常の学級における特別支援教育の推進

(2) 通級による指導の充実

(3) 特別支援学級における教育の充実

- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用による引継ぎ体制の構築や授業の充実
- 連続性のある多様な学びの場のキーポイントとなる通級指導教室の充実
- 特別支援学校学習指導要領を参考とした教育課程の検討と指導・支援の充実

5 高等学校における特別支援教育の推進

(1) 発達障がい等のある生徒への対応

(2) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実

(3) 教育課程と授業の充実

- 発達障がい等のある生徒の相談・支援にかかる体制づくりの推進
- 中学校からの個別の教育支援計画等の確実な支援情報の引継ぎの推進
- 生徒の実態に即した多様な教科・科目の選択等を可能にする教育課程の編成や評価方法等の検討

6 教員の専門性の向上

- 専門性が継承できるよう、教員の配置等の工夫による人材育成
- 特別支援学校のセンター的機能による専門性向上の支援
- 大学等と連携した認定講習による特別支援学校教諭免許状保有率の向上

7 特別支援学校の整備

(1) これまでの計画に示された整備について

- 特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）、松阪地域特別支援学校（仮称）、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」併設特別支援学校の整備
- 寄宿舎の統合のあり方や組み合わせについての検討

(2) 今後の整備について

- 地域の状況を考慮した通学区域の検討
- 施設・設備等の教育環境の充実や老朽化施設の改修等の計画的な更新についての検討